

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

## 1 基準策定の目的

この基準は、子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業における設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、市町村が条例で定めることとされていることから、制定するものである。

## 2 国が示した基準のうち、国の基準に準拠する項目

項目	国の示す基準の主な内容
設備の基準	<p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設け、事業に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>○専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上とする。</p> <p>○専用区画並びに設備及び備品等は、事業の実施に支障がない場合を除き、開所している時間帯を通じて専ら当該事業に供するものでなければならない。</p>
職員	<p>○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに、2人以上とする。ただし、そのうち一人を除き、補助員をもって代えることができる。</p> <p>○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、県が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・高等学校卒業等者で、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭</li> <li>・高等学校卒業等者で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であり、市長が適当と認めたもの</li> </ul> <p>など</p> <p>○利用者の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>
運営規程	<p>放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的及び運営方針</li> <li>・職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・開所している日及び時間</li> <li>・支援の内容及び利用料</li> <li>・利用定員</li> </ul> <p>など</p>

<p>開所時間 及び日数</p>	<p>(開所時間) 小学校の授業の休業日については、1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については、1日につき3時間以上を原則として、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p> <p>(開所日数) 1年につき250日以上を原則として、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p>
<p>その他の基準 (項目のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○趣旨</li> <li>○最低基準の目的</li> <li>○最低基準の向上</li> <li>○最低基準と放課後児童健全育成事業者</li> <li>○放課後児童健全育成事業者の一般原則</li> <li>○放課後児童健全育成事業者と非常災害対策</li> <li>○放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件</li> <li>○放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等</li> <li>○利用者を平等に取り扱う原則</li> <li>○虐待等の禁止</li> <li>○衛生管理等</li> <li>○放課後児童健全育成事業者が備える帳簿</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○苦情への対応</li> <li>○保護者との連絡</li> <li>○関係機関との連携</li> <li>○事故発生時の対応</li> </ul>

### 3 市が独自に追加する基準

項目	本市追加基準（案）
<p>放課後児童健全育成事業者の一般原則</p>	<p>○川口市暴力団排除条例の基本理念に則り、放課後児童健全育成事業の実施により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、本市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めること</p>